会　議　状　況　報　告　書

会　議　名	令和７年度第１回刈谷市放置自動車廃物判定委員会
日　　時	令和７年５月７日（水）１４時００分～１５時００分
場　　所	刈谷市役所　４階　４０２会議室
出　席　者	名簿参照

１　各委員、事務局の紹介

２　あいさつ　　委員長

本委員会については、昨年度は委員会の案件となる放置自動車が無かったことや、令和５年度も案件が少なかったことから、令和５年５月の開催以後、約２年ぶりの開催となる。

委員の皆様には、住みやすく安全で快適な街となるようご意見をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

３　議題

（１）廃物判定の流れについて

事務局より、フローチャート等資料を用いて廃物判定の流れについて説明。

【意見等】

（委員）本委員に就任するまでは、放置自動車を市が対応することを知らなかった。分かりやすい資料を市民向けにホームページ等で掲載してほしい。

（事務局）道路や公園の駐車場等、市が管理する公共地の放置自動車を本委員会で取り扱っている。アパートの駐車場や田んぼといった民地に放置されていた場合は対応できない。

（２）令和６年度放置自動車の状況について

事務局より、過去の実績を資料に基づいて説明。

（３）廃物判定基準による放置自動車の廃物認定について

土木管理課より廃物判定案件について説明。

放置車両はスバル、サンバー、放置場所は刈谷市高松町三丁目２５番地先。警察協議の結果、盗品照会で該当する車両はなく事件性がないことから、市で対応する案件となった。

その後、市で所有者との接触を試みたが所有者と接触することができず、これ以上の調査は不可能と判断したので、今回判定を依頼した。

【意見等】

（委員）車両の年式は分かるか。

（土木管理課）車内に車検証がなく不明である。

（委員）車体番号から調べたところ、平成２４年（２０１２年）である。今回の案件の点数が１１０点とされているが、１００点を超えていれば委員会に挙げなくても良いのではないか。

（事務局）基準表の放置期間を含めない点数が１００点を超えた場合は、委員会に挙げずに各課で処理できるものとしている。本案件は放置期

間を含んだ点数が１００点を超えているため、疑義があるものとみなし委員会に挙げられている。

（委員長）車両は現在も道路上にあるのか。

（土木管理課）既に大津崎の保管場所に移動済みである。

（委員）今回住民票の調査は行ったのか。

（土木管理課）警察照会の時点で、所有者住所宛ての郵送物が返送されたことから行っていない。

（委員）結局、所有者が何処にいるかは分からないのか。

（土木管理課）所有者住所も直接訪問したが別の居住者がおり、３年前から居住しているとのこと。その方に所有者のことを聞いても心当たりがないとのことで、依然として不明である。

（委員）車検期限は令和６年度までであるが、この住所で通っているのか。

（事務局）車検を通す際に居住していたかは不明だが、当時に住民票はあり、車検は通ったのではないかと推測される。そこから放置されたと考えられる。

（委員）車体番号を基にメーカーのホームページから年式を割り出すことができ、年式が１０年以上前の車両であった。製造年や車両の状態等からみて再販することも難しく、価値のない車両とみなすことができる。廃物として良いのではないか。

（委員）年式が分かれば判定する際の参考にもなるため、今後調査書等に記載してほしい。

（委員）車検証等がなく年式が不明であっても、車体番号が判明すればメーカーによってはホームページ等から割り出すこともできる。

（委員）車体番号が不明であっても登録番号が判明すれば年式まで確認することができる。

（刈谷警察）警察としても可能な限り協力させていただくので、警察照会の時点で必要項目を記載しておいてほしい。

（委員長）先程の意見から、本案件については廃物と判定して良いと思われるがいかがだろうか。

【判定結果】

全会一致で「廃物判定」。条例に基づき処分されるものとする。

４　その他

（１）委員任期について

（２）次回会議について

（３）委員長退任に伴うあいさつ

以上